

「定額減税しきれないと見込まれる方」 への給付金（調整給付金）のご案内



定額減税とは？

*非課税世帯は対象外です。

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。

対象者



納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養家族の数

定額減税しきれない方には「調整給付金」が支給されます

{算出例} ・4人世帯で納税者・控除対象配偶者と扶養家族が2人
・所得税3万円・住民税2万円を納めている場合

所得税 12万円(減税可能額) - 3万円(納税額)

定額減税
しきれなかった額 **9万円**

住民税 4万円(減税可能額) - 2万円(納税額)

定額減税
しきれなかった額 **2万円**

定額減税しきれなかった計 **11万円** が支給されます

*所得税及び住民税それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

*所得税及び住民税において、被扶養家族として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。

調整給付金の手続き方法

対象者に南城市から
確認書の送付



必要事項を記入し本人
確認書類等と一緒に返信

申請受付後、1カ月以内
(予定)に給付金の振込

申請期限: 令和6年(2024年)10月31日 *当日消印有効

お問い合わせ

南城市定額減税調整給付金事務局
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所1F給付金スペース(JAとなり)



098-988-8190

受付時間 / 平日9:00~16:30

支給確認書の内容をご確認いただき必要事項を記入の上、
同封の返信用封筒により**ご返送ください**。

確認書 返送期限：令和6年10月31日 *消印有効



給付金や定額減税を装った、「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

給付金の手続き方法については、
「**確認書の返送**」または「**南城市役所の給付金事務局窓口での手続き**」
のみとなります。

給付金について、南城市役所が以下のようなことを行うことは
絶対にありません。

- ・「ショートメッセージやメール、SNSなどにより調整給付金の給付の連絡をすること」は**ありません**。
- ・「現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること」は**ありません**。
- ・「支給にあたり、手数料の振込みを求めること」は**ありません**。
- ・「銀行口座の暗証番号をお伺いすること」は**ありません**。
- ・「キャッシュカードや現金、通帳をお預かりすること」は**ありません**。

「給付のために必要」と言われても、一人で判断せず、ご家族や警察に相談してください。「不審な電話や郵便、訪問者があった」「実際に被害にあった」「情報を教えてしまった」等といった場合は以下の窓口までご連絡ください。

- ・ 最寄りの警察署
- ・ 警察相談専用電話（#9110）

お問い合わせ

南城市定額減税調整給付金事務局
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所1F給付金スペース(JAとなり)



098-988-8190

受付時間 / 平日9:00~16:30